

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 指定管理者選定及び利用料金制導入について

1 指定管理者選定

(1) 概要

京都市男女共同参画センター ウィングス京都では、公募により選定された指定管理者が、施設の管理・運営及び男女共同参画推進に係る事業の実施を行っている。

現在の指定管理期間が平成30年度で終了することから、平成31年4月1日からの次期指定管理者について、公募のうえ、指定管理者選定委員会における調査、審議の結果を踏まえ、選定する。

(2) 現在の指定管理者

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

(3) 今後のスケジュール（予定）

平成30年6～7月	第1回指定管理者選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
平成30年7～8月	指定管理者の募集
平成30年8～9月	第2回選定委員会（プレゼンテーション・評価・選定）
平成30年11月市会	指定管理者の指定に関する議案提案
平成31年2月市会	指定管理料に係る予算案提案
平成31年 4月	指定管理期間スタート

2 利用料金制[※]の導入

※利用料金制：公の施設の指定管理者に当該公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる制度。

(1) 概要

現在、施設使用料が市の収入となる使用料方式を採用する男女共同参画センターに、次期指定管理期間から、利用料金制を導入する。

* 平成30年2月市会において、利用料金制導入に必要となる京都市男女共同参画センター条例改正案を可決（平成31年4月施行）。

(2) 目的・効果

利用料金制に移行することで、利用料金収入が直接指定管理者の収入となるとともに、条例で定める上限額の範囲内で指定管理者が料金設定することが可能になることなど、指定管理者の自主的な経営努力が促され、サービスの質の向上や施設利用者の増大などの効果が期待できる。

また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

<男女共同参画センター概要>

指定管理料	180,000千円
	（参考：平成28年度使用料収入 68,840千円）
施設稼働率	89.3%（全室平均、平成28年度）